

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第4条の4第1項
処 分 の 概 要	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原 権 者	大分県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項（確認の手続）
審 査 基 準	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間	1日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先	申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考	